

ダム水路主任技術者制度における規制見直しに関する「電気事業法施行規則」、
「経済産業省告示第249号」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」
の一部改正について

平成27年12月24日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では別紙のとおり、「電気事業法施行規則（昭和39年法律第170号）」、「経済産業省告示第249号」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107商局第2号）」の一部改正を検討しています。

つきましては、本件に関し広く国民の皆様から御意見を賜るべく、以下の要領にて意見募集を行います。

2. 意見公募の対象

- ・電気事業法施行規則の一部を改正する案 新旧対照表
- ・経済産業省告示第249号の一部を改正する案 新旧対照表
- ・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する案 新旧対照表

3. 資料入手方法

【電子政府の総合窓口（e-Gov）】 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【経済産業省HP】 <http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成27年12月24日（木）～平成27年1月22日（金）（※郵送の場合は必着）

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」
（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「意見提出フォーム」から御提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8986

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課 パブリックコメント担当 宛

(3) FAX

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番号宛てにお送りください。

FAX番号：03-3580-8486

(4) 電子メール

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てに、意見提出用紙を添付してお送り下さい。

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

(電子メールの件名を「ダム水路主任技術者制度に係る省令等の一部改正案に対する意見について」等としてください。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただきました御意見につきましては、最終的な決定における参考にさせていただきます。なお、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

